二　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　障害者の雇用に伴い必要となる援助を行う企業在籍型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したもの（障害者雇用促進法施行規則第二十条の二の三第三項第一号又は第二号に掲げる研修を修了したものを含む。）であつて、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると都道府県労働局長が認める者をいう。以下同じ。）の援助に関する計画（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成し、又は承認した計画に限る。）に基づき、適切に援助を実施できると都道府県労働局長が認める事業主であること。

(1)　障害者雇用促進法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う企業在籍型職場適応援助者の養成のための研修

(2)　企業在籍型職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

ロ　当該事業主の雇用する労働者の離職状況及びイの雇用に係る障害者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

三　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　第一号に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　訪問型職場適応援助者が障害者（精神障害者を除く。）に対し、四時間以上の支援を実施した日数に一万六千円を乗じて得た額

(2)　訪問型職場適応援助者が障害者（精神障害者を除く。）に対し、四時間未満の支援を実施した日数に八千円を乗じて得た額

(3)　訪問型職場適応援助者が障害者（精神障害者に限る。）に対し、三時間以上の支援を実施した日数に一万六千円を乗じて得た額

(4)　訪問型職場適応援助者が障害者（精神障害者に限る。）に対し、三時間未満の支援を実施した日数に八千円を乗じて得た額

ロ　前号に該当する事業主　次に掲げる額の合計額（第二項第二号ヘ(1)に規定する障害者の数と合計して三人までの支給に限る。）

(1)　前号に掲げる援助を受ける者（精神障害者を除く。）の数に、一月につき、六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）を乗じて得た額

(2)　前号に掲げる援助を受ける者（精神障害者に限る。）の数に、一月につき、九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）を乗じて得た額

6　前項第一号に該当する事業主が、その雇用する労働者に対し、同号に掲げるいずれかの研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に訪問型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、同項第三号イに定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

7　第五項第二号の支援に係る障害者が短時間労働者である場合における同項第三号ロの規定の適用については、同号ロ(1)中「六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）」とあるのは「三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）」と、同号ロ(2)中「九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）」とあるのは「五万円（中小企業事業主にあつては、六万円）」とする。

8　第五項第二号に該当する事業主が、その雇用する労働者に対し、同号イに掲げるいずれかの研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業在籍型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、同項第三号ロに定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

6　第二項第三号に該当する事業主が、その雇用する労働者に対し、同号イに掲げるいずれかの研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業在籍型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、同項第五号ヌに定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

（新設）

（新設）